

株式会社 美濃白川クオーレの里 宿泊約款

【適用範囲】

- 第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。
 3. この宿泊約款には、日帰りで施設を利用する日帰り客も含まれ、宿泊客同様の取り扱いとなります。

【宿泊契約の申込み】

- 第2条 当施設の宿泊施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当該施設に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

【宿泊契約の成立等】

- 第3条 宿泊契約は、インターネット上の予約システムにおいて、宿泊客が前条に基づいて宿泊契約の申し込みをし、予約システムに当該情報が登録され、予約完了画面に予約番号が表示された時点で成立するものとします。

【宿泊契約締結の拒否】

- 第4条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室（員）によりサイト・客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をす
るおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力

- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (7) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (9) 岐阜県旅館業法施行条例第1条の5の規定する場合に該当するとき。

【宿泊客の契約解除権】

第5条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後5時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理いたします。

【当施設の契約解除権】

第6条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ.暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ.暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ.法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動又は行為をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - (8) 火災予防上・騒音防止上・他の宿泊客への迷惑行為防止上など施設の利用ルールに従わないとき、施設管理者の指示に従わないとき。
 - (9) その他当施設が宿泊客による宿泊を不相当と認めるとき。
 - (10) 岐阜県旅館業法施行条例第1条の5の規定する場合に該当するとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、チェックイン予定時刻前に限り、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

【宿泊の登録】

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍、旅券番号、パスポートのコピー、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が第11条に定める料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

【施設の利用時間】

第8条 当施設の各施設利用時間は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。

- (1) フリーテントサイト施設宿泊利用の場合、午後0時から利用を終了する日の午前11時まで
- (2) オートサイト・バンガロー施設宿泊利用の場合、午後1時から利用を終了する日の午前10時まで
- (3) ロッジ施設宿泊利用の場合、午後2時から利用を終了する日の午前10時まで
- (4) コテージ施設宿泊利用の場合、午後3時から利用を終了する日の午前10時まで
- (5) 日帰り利用の場合、午前9時から午後5時まで

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には当施設の定める（ウェブサイト掲示）ところによる追加料金を申し受けます。

【利用規則の遵守】

第9条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めたこの約款・利用規則（ウェブサイト掲示）に従っていただきます。

【営業時間】

第10条 当施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間はウェブサイト、パンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーション等で御案内いたします。

- (1) 管理棟の営業時間 午前8時30分 ～ 午後5時（売店のみ繁忙時は最大午後8時まで）
- (2) マス釣り場の営業時間 午前9時 ～ 午後5時（冬季休業）

2. 前項の時間は、やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

【料金の支払い】

第11条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得

る方法により、チェックインの際又は当施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当施設が宿泊客に客室・サイトを提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【当施設の責任】

第12条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その直接かつ現実に生じた通常の範囲の損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設は、万一の事象に対処するため、キャンプ場総合保険に加入しております。

【契約した客室・サイトの提供ができないときの取扱い】

第13条 当施設は、宿泊客に契約した客室・サイトを提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室・サイトが提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

【寄託物等の取扱い】

第14条 当施設は原則として物品又は現金並びに貴重品の受託サービスを行いません。

2. 前項の規定にかかわらず、当施設が受託サービスを提供する場合で、宿泊客が当キャンプ場にお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品等の高価品については、当施設がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、当施設は15万円を限度としてその損害を賠償します。
3. 宿泊客が、当施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じても当施設の故意又は過失がない限り、当施設は責任を負いかねます。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかった高価品については、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

第15条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設内に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、適切な方法をもって処分します。ただし、生鮮品等安全が確保できないものについては、発見日の翌日に

廃棄します。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあっては前条第2項の規定に、前項の場合にあっては同条第3項の規定に準じるものとします。

【駐車場の責任】

第16条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

【宿泊客の責任】

第17条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。なお、宿泊客が支払うべき賠償には、備品、内装、外装の等の汚損、破損、盗難等それらの全額と、損害が復旧するまでの休業補償料金（内訳：基本宿泊料）×日数の総額が含まれます。

【本約款の変更】

第18条 当施設は、民法第548条の4の規定により本約款の変更をすることができます。本約款を変更する場合、当施設はその2か月以上前に当施設のウェブサイトにて本規約を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を告知します。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第11条第1項関係）

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	(1)基本宿泊料
		(2)入場料・利用料金
	その他料金	(1)駐車料金・レンタル料金・BBQスペース料 他
		(2)食材料金・物販商品料金・イベント参加料金 他
税金	(1)消費税	

備考

1. 宿泊料金・その他料金については当施設ウェブサイト上に掲示する料金によります。
2. 入場料にかかる子供については1歳以上、小学生までを1人として人数にカウントします。
3. 税法が改定された場合は、その改定された規定によるものとします。

別表第2 違約金（第5条第2項関係）

宿泊予約 (食材予約) キャンセル	当日(予定時刻 以降)又は 無連絡(不泊)	当日 (予定時刻以前)	前日の キャンセル	2日前の キャンセル	3日前の キャンセル	4日前迄の キャンセル
	100%	90%	80%	70%	60%	無料

※午前0:00を起点とする

(注) %は、基本料金(税抜)に対する違約金の比率です。

別表第3 違約金（第5条第2項関係）【貸切団体・一部エリアまたは全体貸切】

宿泊予約 キャンセル	20日前 ～当日	30日前～ 21日前迄	2カ月前～ 1カ月前迄	3ヶ月前～ 2か月前迄	3ヶ月前同日の 前日迄
	100%	50%	30%	10%	無料
宿泊予約 (一部) キャンセル	2日前 ～当日	7日前 ～3日前迄	14日前 ～8日前迄	21日前 ～15日前迄	22日前迄
	100%	50%	30%	10%	無料

(注) 1. %は、基本料金(税抜)に対する違約金の比率です。

2. 団体契約とは21名以上の

3. 宿泊客が支払うべき宿泊料金の10%以内について契約の解除があった場合は、別表第2の違約金を適用します。